

旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市狩猟免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、旭川市補助金交付基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は狩猟免許の取得等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、狩猟免許の取得を促進し、本市の有害鳥獣対策における捕獲の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、第一種銃猟免許をいう。

(2) 銃砲所持許可 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条に規定する許可をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない者

(2) 前年度の4月1日以降に新規に狩猟免許を取得した者

(3) 銃砲所持許可を受けており、同許可証の用途の項目に有害鳥獣駆除の記載がある者

(4) 本補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総計の3分の1以内（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、25,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市狩猟免許取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 狩猟免許の写し

(2) 銃砲所持許可証の写し

(3) 別表に定める補助対象経費の支出が認められる領収書又は証明書等の写し

(4) 納税証明書（市税に滞納のない証明）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号に掲げる書類は、本申請書を提出する日から3箇月以内に交付を受けたものとする。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を旭川市狩猟免許取得支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知により補助金の支払を受けようとするときは、旭川市狩猟免許支援補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請やその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、旭川市狩猟免許取得支援補助金交付決定取消し通知書（様式第4号）により、申請者に、その理由を通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、補助金の交付申請に係る書類を備え、申請日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	支出が認められる書類	備考
第一種銃猟免許 取得に係る経費	狩猟免許試験申請手数料	収入証紙領収書	
	狩猟免許試験予備講習会受講料	講習会受講料領収書	
	医師の診断書料	診断書料領収書	
銃砲所持許可 に係る経費	猟銃等講習会手数料	収入証紙領収書又は講習 修了証明書	1 申請日において有効期間内 の銃砲所持許可に要した経費 に限る。 2 所持許可申請手数料は、1丁 目の申請経費に限る。
	教習資格認定申請手数料	収入証紙領収書又は教習 資格認定書	
	医師の診断書料	診断書料領収書	
	猟銃用火薬譲受許可証申請手数料	収入証紙領収書又は猟銃 用火薬譲受許可証	
	射撃教習受講料	教習受講料領収書	
	所持許可申請手数料	収入証紙領収書	

年 月 日

（宛先）旭川市長

住所
申請者 氏名
電話

旭川市狩猟免許取得支援補助金交付申請書

旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 免許取得年月日 年 月 日

2 補助金申請額

区分	対象経費	金額（円）
第一種銃猟免許の取得に係る経費	狩猟免許試験申請手数料	
	狩猟免許試験予備講習会受講料	
	医師の診断書料	
銃砲所持許可に係る経費	猟銃等講習会手数料	
	教習資格認定申請手数料	
	医師の診断書料	
	猟銃用火薬譲受許可証申請手数料	
	射撃教習受講料	
	所持許可申請手数料	
補助金対象経費合計（A）		
補助金交付申請額※		
※ 補助金交付申請額は、 $(A) \times 1 / 3$ （千円未満切捨て）と、25,000 円のいずれか低い額。		

3 添付書類

- （1）狩猟免許（写）
- （2）銃砲所持許可証（写）
- （3）補助対象経費の支出が認められる領収書又は証明書等（写）
- （4）納税証明書（市税に滞納のない証明）（写）
- （5）その他市長が必要と認める書類

旭環指令第 号
年 月 日

住所

氏名

旭川市長



旭川市狩猟免許取得支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった旭川市狩猟免許取得支援補助金について次のとおり決定したので、旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 不交付の理由

3 注意事項

- （1）虚偽の申請その他不正行為などがあった場合又は旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。
- （2）申請者は、補助金の交付申請に係る書類を備え、申請日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

年 月 日

（宛先）旭川市長

住所
申請者 氏名
電話

旭川市狩猟免許取得支援補助金請求書

旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、 年 月 日付け
旭環指令第 号で交付の決定を受けた旭川市狩猟免許取得支援補助金について、次のとおり請求し
ます。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 所
ふりがな		口座 番号	普通 当座
名義人氏名			

様式第4号（第8条関係）

旭環達第 号
年 月 日

住所

氏名

旭川市長



旭川市狩猟免許取得支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け旭環指令第 号で通知した旭川市狩猟免許取得支援補助金について
次の理由により交付決定を取り消したので、旭川市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第8条第2項により
通知します。

1 交付決定額 円

2 取消理由